

2016年1月からのマイナンバー制度の開始に備えて、2015年秋口から個人番号(マイナンバー)が記載された通知カードとカードの申請書が手元に郵送される。申請書を返信し、通知カードを窓口を持って行けば、写真付きの個人番号カードが入手でき、本人確認に活用できたり、医療保険証の機能などを付与したりすることが可能になる。政府としては、1人でも多くの国民にマイナンバーカードを取得させるべく全力を挙げてPRするはずだ。というのは、カードを入手していないと、番号制度の真髄ともいえる、マイポータル、さらにはマイガバメント(仮称)の機能が活用できないからである。

マイポータルというのは、個人ごとに開設される情報提供等記録開示システムのことで、2017年1月の運用開始を目指して準備が進んでいる。マイナンバーカードをカードリーダーで読み取らせて、ID、パスワードなどを入力することによって使用ができる。機能としては、行政機関が持つ自分の特定個人情報を自ら確認したり、誰がアクセスした(活用した)のかを確認したりすることができる。また、個人のニーズに合った行政機関からのお知らせを表示することもできる。将来的には、行政機関の各種手続を一度で済ませるワンストップサービスの提供などが考えられている。

しかし、それだけでは国民は、頻繁にマイポータルを閲覧することにはならない。マイポータルの活用のためには、「官」同士だけでなく、「官」と「民」が情報連携することにより、利便性の高いオンラインサービスが提供できる仕組みを考える必要がある。実は、マイガバメント(仮称)というコンセプトで、具体的内容についての検討が政府部内で行われている。

税の世界でいえば、以下のことが可能になれ

ば国民利便性は大いに高まる。マイポータルやマイポータルとつながった「民」も接続可能なマイガバメント上の電子私書箱に、各種支払調書の情報(給与支払、源泉徴収、年金支払、保険医療支払、各種支払調書などの情報)が入ってきて、アプリの活用により税務申告書に転記する機能を付与するのである。

そうなれば、医療費控除の還付申告書は簡単に作成でき、e-Taxで申告すれば居ながらにして口座に還付金が振り込まれる。ただし、保険外診療の支払情報も医療機関から提供を受けなければならないので、医師会を説得する必要がある。

実はこのような制度は、欧州諸国では一般的なサービスで、記入済み申告制度と呼ばれているものである。2009年5月号でその概要を紹介しているのだが、スウェーデンなど欧州諸国では、税務申告にあたって、税務当局が番号付きで入手した納税者の情報を申告書に打出しする。納税者は、当局により記入された給与所得、配当所得、雑所得な

どの情報や源泉徴収額を確認し、間違いは訂正した上で、最終的に署名・捺印して郵送又は電子的に納税申告をするのである。

わが国の年末調整制度は、利便性は極めて高いが、企業に多大な事務負担をかけるとともに、納税者のプライバシーの問題も引き起こしている。そこで、納税者本人が選択的に、マイポータルを活用して自ら最終税額を確認する制度を設けることが望ましい。

このためには、e-Taxをもっと使いやすくすることも必要となろう。

このような制度は、わが国の課税の実務を大きく変える起爆剤になるとともに、自主申告制度への移行により、民主主義の基本ともいえる納税者としての自覚を生じさせることになる。

◆第90回◆

税制之理

番号制度は、
マイポータルから
マイガバメントへ

ことわり

森信茂樹
中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティテュート 所長